
平成27年 第1回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

平成27年1月16日 (金曜日)

議事日程 (1)

平成27年1月16日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第2号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

第5 議案第3号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

第6 議案第4号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

第7 議案第5号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算 (第1号)

第8 議案第6号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

第9 議案第7号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

第10 議案第8号 地方独立行政法人芦屋中央病院に承継させる権利について

第11 議案第9号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について

【出席議員】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美

書記 中野 功明

書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

本日、ここにご列席の皆様方とともに、平成 27 年の輝かしい新春を祝うことができますことは、大変喜ばしいことだと存じております。

また、旧年中は、町政並びに町議会に対しまして、温かいご理解と力強いご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年も昨年同様、町政並びに町議会に対しまして、ご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、新年の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、会議を始めます。

ただいま出席議員は 13 名で、会議は成立いたします。

よって、ただいまから、平成 27 年芦屋町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

日程第 1. 会期の決定について

まず、日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、1 番、松上議員と 12 番、中西議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号から日程第 11、議案第 9 号までの各議案を、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

まずは、新年明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様方のご健康を心から祈念申し上げますとともに、常日ごろから町政振興のため、ご尽力・ご協力を賜っておりますことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、広島市土砂災害や御嶽山噴火災害、さらには台風18号・19号による自然災害が全国各地で発生しました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々のご回復及び一日も早く被災地がもとの生活に戻れることを心よりお祈りいたします。

また、長引く経済情勢の低迷などにより、地方自治体の行財政運営にとりましても、さらに厳しい状況が今後も続くものと考えております。このような状況を乗り越えるため、本町におきましても、行財政改革に取り組んでまいり所存でございます。何とぞ、議員各位の力強いご支援・ご協力を心からお願い申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第1号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年度の人事院勧告に伴い、本町職員の給与月額、通勤手当の額及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

次に予算議案でございます。

議案第2号の平成26年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,200万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、給与改定に伴います給料等を増額計上したほか、幼稚園就園奨励費を増額措置しております。

議案第3号の平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴うもので、歳入では職員給与費等に関する一般会計繰入金を増額を計上しております。歳出では給料、職員手当及び共済費を増額を計上しております。

議案第4号の平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、給与改定に伴うもので、歳入では事務費繰入金に関する一般会計繰入金の増額を計上しております。歳出では給料、職員手当及び共済費の増額を計上しております。

議案第5号の平成26年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第1号)につきましては、給与改定に伴うもので、歳入では訪問看護療養収入及び前年度繰越金の増額を計上しております。歳出では職員手当及び予備費の増額を計上しております。

議案第6号の平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)につきましては、給与改定に伴うもので、支出において給料、職員手当及び共済費の増額を計上しております。

議案第7号の平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、給与改定に伴うもので、支出において給料、職員手当及び共済費の増額を計上しております。

次にその他議案でございます。

議案第8号の地方独立行政法人芦屋中央病院に承継させる権利につきましては、地方独立行政法人法第66条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院に承継させる権利を定めるものでございます。

議案第9号の地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更につきましては、定款に定める土地の地積の変更につきまして、議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第1号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第1号についてお尋ねします。

第1条では、条例第23条第2項第1号の勤勉手当の率が67.5から100分の82.5に変わっております。そして第2条では、今度その変わったものが、さらに75、それから37.

5が35ということで、また改めて下がっておりますが、この理由をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまのご質問について、お答えいたします。第1条ではですね、勤勉手当については、6

月、12月に2回年間ございますけども、今回の改正で12月分ですね、期末勤勉手当について改正すると。6月については、もうすでに支給済みということもございましたので、改めてここで12月分のこの100分の67.5を100分の82.5に改めまして、一応この第2条につきましては27年、今度4月以降ですね、これでまた6月、12月ございますから、今度は6月、12月それぞれ率が変わりますので、今回この12月で100分の82.5に改めまして、27年度以降はまたそれを戻して6月に半分、12月に半分という形になりますので、27年度はこの100分の75になるということで、今回、第2条第2項ということで改正させていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ちょっと確認いたします。今のこの答弁では6月分を含めた中で今回82.5に改定するというのでよろしいわけですね。そしてあと、次年度からは今度それが6月、12月にそれぞれ分かれるためにまた新たに75%に変えるということでもよろしいわけですね。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

勤勉手当につきましては年間ですね、0.15月引き上げたということになりますので、その0.15月をどこで支給するかということで、26年度については12月分で支給しましょうと。27年度以降についてはそれぞれ6月、12月で支給と。合計、年間は今現在3.95月ですのでこれが4.1月ということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第8号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第8号では、地方独立行政法人化に伴います、現在の中央病院が建っています土地等の財産移管でございますけども、これが予測では30年に新たに中央病院が移転した場合、今の既存の病院がなくなって、新しい病院に移った場合については、この所有権はどうなるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

予定ではですね、今回こういうふうに承継する権利についてになりますが、移転すれば12月議会で議決したかと思えますけど、不用になった財産については、また議決をもらって戻すというのがありますので、その時点でまた戻す作業の議会議決があるものと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第11、議案第9号までの各議案については、別紙のとおり各常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時18分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第11、議案第9号までの各議案については、それぞれの常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告第1号、平成27年1月16日、芦屋町議会議長横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長辻本一夫、総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書。

本委員会は、本日付託を受けた議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会

議規則第77条の規定により報告します。

一、議案第1号、芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致により原案可決。

一、議案第2号、平成26年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）、満場一致により原案可決。

一、議案第6号、平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）、満場一致により原案可決。

一、議案第7号、平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）、満場一致により原案可決。

一、議案第8号、地方独立行政法人芦屋中央病院に承継させる権利について、賛成多数により原案可決。

一、議案第9号、地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について、賛成多数により原案可決。

以上報告します。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。

報告第2号、平成27年1月16日、芦屋町議会議長横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長小田武人、民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書。

本委員会は、本日付託を受けた議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

一、議案第2号、平成26年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について、満場一致により原案可決。

一、議案第3号、平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、満場一致により原案可決。

一、議案第4号、平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、満場一致により原案可決。

一、議案第5号、平成26年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）、満場一致により原案可決。

以上報告いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。

日程第3、議案第1号から日程第11、議案第9号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第8号、第9号についてはですね、この間一貫して芦屋中央病院の独立行政法人化には反対しておりますので、この二つの議案については反対をいたします。

.以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。まず、日程第3、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。

よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。

よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。

よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

ここで町長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、この場をお借りいたしまして、発言の機会をいただきましたことを厚く御礼申し上げる次第であります。

つきましては、4月の統一地方選挙に当たりまして、継続して3期目となる町長選挙の出馬表明と決意を議員の皆様へ申し上げさせていただきます。

私は2期8年、芦屋町の舵取りを町民の皆さんの信任を得て、担わせていただきました。振り返りまして、1期目の就任当初は遠賀郡4町合併協議が破綻し、本町においては財政的な多くの課題があったわけであります。このため、行財政改革に取り組み、苦渋の決断ではありましたが、町民の皆さん及び職員にも痛みの伴う改革を断行した結果、一定の成果を上げることができました。また、老朽化した役場本庁舎、中央公民館、町民会館の大改修事業にも取り組んできたところです。財政基盤づくりでは、本町の生命線とも言うべき競艇事業の単独施行を実施し、効率的かつ迅速に事業建て直しの体制づくりを行いました。

そして、2期目においては、第5次総合振興計画を策定し、「魅力を生かし、みんなでつくる元気な芦屋」を将来像として、住民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めてきたところです。行財政改革につきましては、PDCAによる評価見直しを着実に進めた結果、安定経営の基盤づくりが整いました。特に競艇事業においては、モーニングレースなどの企画、全国発売ビッグレースの誘致、ボートピアの新設などに取り組み、芦屋町の財政に寄与できる体制ができました。

25年度及び26年度は6億円を、27年度以降は4億円を一般会計に繰り出すまでになり、内部留保金は約55億円を有しています。芦屋中央病院においては、新病院基本計画を策定し、建てかえ事業に着手するとともに、安定経営を目指して、地方独立行政法人化を進めてきました。また、防災対策事業、学校耐震化事業、船頭町跡地活用による核店舗の誘致事業、夏井ヶ浜はまゆう公園事業、町営住宅整備事業、大君メガソーラー誘致事業、特別養護老人ホームの設置事業、子供医療費助成事業、定住化促進事業、地域福祉計画策定事業、企業誘致条例の改正など商工業活性化事業などに取り組みました。

今申し上げた、これまでの取り組みにつきましては、議長を中心に議会からのご提案、そしてご協力を得た中で進められてきたものでございます。

さて、国においては、平成24年12月に3年3カ月にわたる民主党政権から自民党政権となり、国の形が大きく変わりました。特に昨年、地方創生に向けた総合戦略が打ち出され、来年度から本格的に動き出すこととなります。芦屋町においても、これに取り組むこととなりますが、本町においてはマスタープランの後期基本計画策定期間に重なるもので、今後5カ年の中期目標をこの地方創生とともに策定し、確かな結果が出るように進めなければならないと強く考えています。このような大きな課題とともに新病院建てかえ事業及び給食センター建てかえ事業、それから芦屋港の産業港からレジャー港へ転換を核とする事業、夏井ヶ浜の釜風呂跡地活用事業、中央公園改修事業、山鹿海岸整備事業などの計画段階のものも数多くあります。そのほかにも、高齢者対策、子供子育て対策、教育の学力向上問題、交通対策、地域活性化対策、雇用対策など難しい課題が山積みしています。これら諸課題を前にいま一度、芦屋町の舵取りを任せていただきたく、熟慮に熟慮を重ねた末、立候補の決意を固めたところです。なお、3期目の方向性につきましては、今後明らかにしていきたいと考えております。つきましては、町民の皆様の信任をいま一度お伺いして、町民の皆さんとともに誠心誠意、町政の運営をしていく覚悟でございます。

以上をもちまして、3期目の出馬となる4月の統一地方選挙における、町長選挙に当たっての所信と決意のほどを述べさせていただきました。お時間をとっていただき、そしてご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成27年芦屋町議会第1回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員